

# 諸外国における行政手続コスト削減に向けた取組

## 【目次】

### 1. 2000年代の取組

#### (1) 取組の概要

(参考) 標準的費用モデル (Standard Cost Model)

#### (2) 標準的費用モデルを用いた行政手続コストの測定結果と削減効果が大きかった取組

##### ① 英国

##### ② デンマーク

### 2. 2010年代の取組

#### (1) 削減目標の変化

#### (2) 重点分野の絞り込み

#### (3) 削減対象とするコストの範囲の拡大

**内閣府 規制改革推進室**

**2016年9月20日**

# 1. 諸外国における2000年代の行政手続コスト削減の取組

## (1) 2000年代の取組の概要

欧州諸国では、2000年代、政府全体で削減率を目標に定め、その実現に向けて「標準的費用モデル (Standard Cost Model (SCM))」を用いて行政手続コストを数値化し、その削減に取り組んだ。

| 国     | 期間          | 目標  | 達成状況  | 標準的費用<br>モデル使用 | ＜参考＞<br>世界銀行「Doing Business」<br>の順位の推移 |     |     |     |     |     |
|-------|-------------|---|---|----------------|--|-----|-----|-----|-----|-----|
|       |             |   |   |                | 06年                                    | 08年 | 10年 | 12年 | 14年 | 16年 |
| デンマーク | 2001年～2010年 | 25%削減   | 24.6%削減   | ○              | 8位                                     | 5位  | 6位  | 5位  | 5位  | 3位  |
| オランダ  | 2003年～2007年 | 25%削減   | 23.9%削減   | ○              | 24位                                    | 21位 | 30位 | 31位 | 28位 | 28位 |
| 英国    | 2005年～2010年 | 25%削減<br>※各省一律。ただし、歳入庁は10%、<br>内閣府は35%、国家統計局は19%。 | 26.6%削減<br>(35億ポンド (約4,550億円))                      | ○              | 9位                                     | 6位  | 5位  | 7位  | 10位 | 6位  |
| ドイツ   | 2006年～2011年 | 25%削減   | 22.5%削減<br>(110億ユーロ (約1兆2,600億円))<br>※2012年に25%削減達成 | ○              | 19位                                    | 20位 | 25位 | 19位 | 21位 | 15位 |
| フランス  | 2007年～2011年 | 25%削減   | (不明)  | ○              | 44位                                    | 31位 | 31位 | 29位 | 38位 | 27位 |
| カナダ   | 2007年～2008年 | 20%削減<br>※中小企業の行政手続コストに限定                         | 達成せず<br>※2009年に目標達成                                 | —              | 4位                                     | 7位  | 8位  | 13位 | 19位 | 14位 |

| ＜参考＞ 日本 |     |     |     |     |     |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 10位     | 12位 | 15位 | 20位 | 27位 | 34位 |

(出典) 各国政府報告書、OECD報告書より作成。

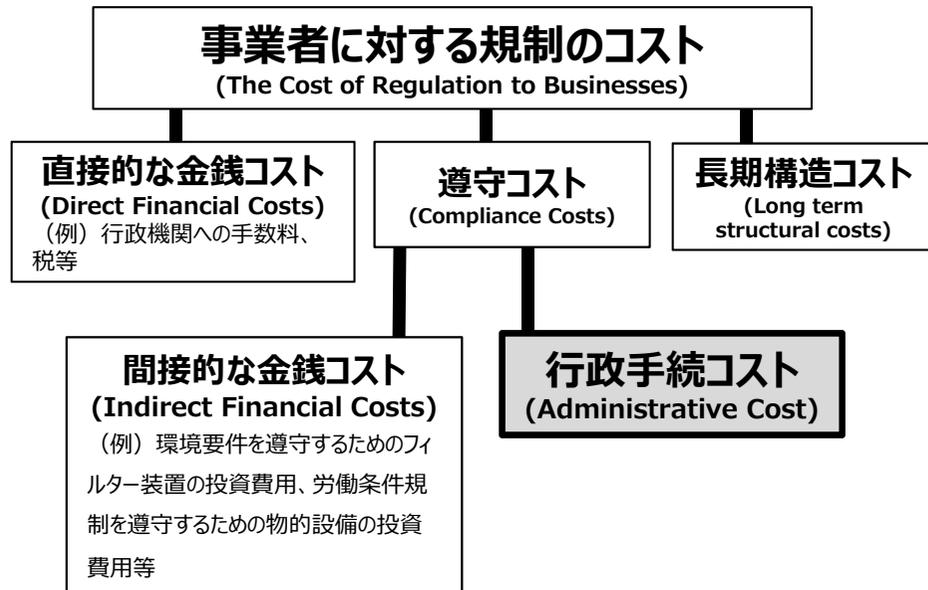
(注) 世界銀行「Doing Business」において、世界各国の順位は、2006年から公表されている。

# <参考> 標準的費用モデル (Standard Cost Model (SCM))

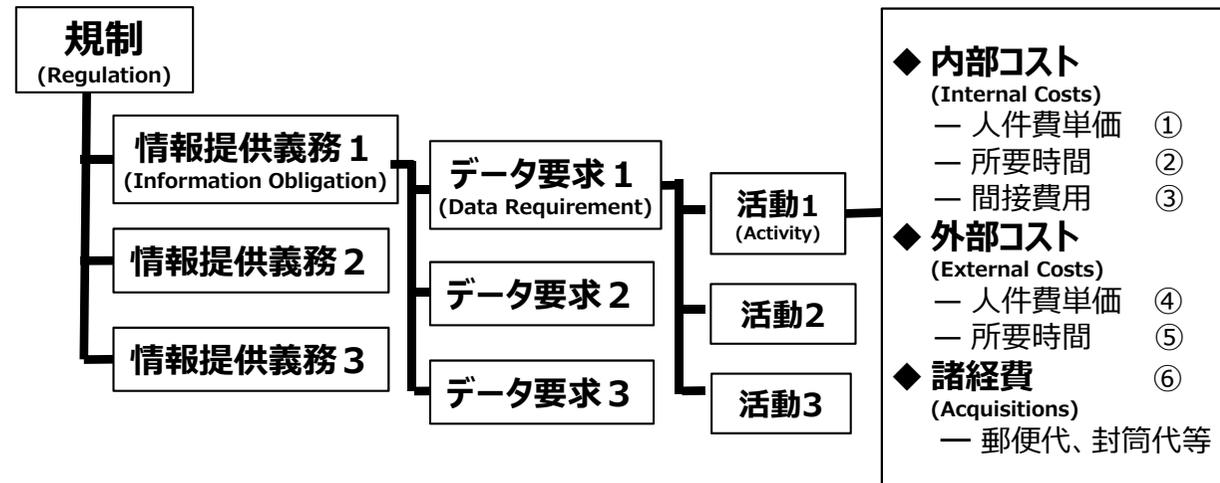
1. 欧州諸国では、行政手続コスト (= 規制等を遵守するために企業において発生する事務作業等の費用) の測定手法として、「標準的費用モデル (Standard Cost Model (SCM))」が広く浸透。
2. 具体的には、事業者の情報提供義務が課された行政手続を洗い出し、事業者に対するヒアリングやアンケート等を通じて、当該手続に要するコストを金銭換算する手法である。
3. 標準的費用モデルの長所は、「人件費単価×所要時間」という単純な計算で、行政手続コストを数値化することができることとされている。
4. 他方、短所は、行政手続コストの計測に膨大な費用や日数がかかる等とされている。

(例) 民間のコンサルタント会社に委託して、標準的費用モデルを用いて行政手続コストの計測したところ、デンマークでは約20ヶ月の期間を要し、英国では1,700万ポンド (約22億円)、約12ヶ月の期間を要した。

## 事業者に係る規制コストの分類



## Standard Cost Modelの構造



$$\text{一回当たりの行政手続コスト} = \text{内部コスト} + \text{外部コスト} + \text{諸経費}$$

$$= (\text{①} \times \text{②} + \text{③}) + (\text{④} \times \text{⑤}) + \text{⑥}$$

$$\text{全国の行政手続コスト} = \text{一回当たりの行政手続コスト} \times \text{事業者数} \times \text{頻度}$$

## (2) 標準的費用モデルを用いた行政手続コストの測定結果と削減効果が大きかった取組

### ① 英国 (2005年～2010年)

#### (i) 政府全体の行政手続コストの測定結果

英国政府全体の行政手続コストの約70%は、3省庁に集中。

【政府全体(注)の行政手続コスト計測結果】

| 省庁                            | 行政手続コスト           | 行政手続コスト全体に占める割合 | 全体の<br>68.8% |
|-------------------------------|-------------------|-----------------|--------------|
| ビジネス・イノベーション・技能省 (BIS、当時)     | £4,541.0m         | 34.51%          |              |
| コミュニティー・地方政府省 (CLG)           | £2,486.5m         | 18.89%          |              |
| 衛生安全庁 (HSE)                   | £2,022.5m         | 15.37%          |              |
| 保健省 (DH)                      | £1,201.9m         | 9.31%           |              |
| 運輸省 (DfT)                     | £585.0m           | 4.45%           |              |
| 労働・年金省 (DWP)                  | £471.0m           | 3.58%           |              |
| 環境・食糧・農村地域省 (Defra)           | £458.2m           | 3.48%           |              |
| 司法省 (MoJ)                     | £356.0m           | 2.71%           |              |
| 文化・メディア・スポーツ省 (DCMS)          | £343.2m           | 2.61%           |              |
| 教育省 (DfE)                     | £209.7m           | 1.59%           |              |
| 財務省 (HM Treasury)             | £158.9m           | 1.21%           |              |
| 食品基準庁 (Food SA)               | £90.5m            | 0.69%           |              |
| 内務省 (Home Office)             | £83.0m            | 0.63%           |              |
| 国家統計局 (ONS)                   | £48.7m            | 0.37%           |              |
| チャリティ委員会 (Charity Commission) | £36.6m            | 0.28%           |              |
| 内閣府 (Cabinet Office)          | £15.4m            | 0.12%           |              |
| 平等省 (GEO)                     | £5.7m             | 0.04%           |              |
| 森林委員会 (Forestry Commission)   | £1.5m             | 0.01%           |              |
| エネルギー・気候変動省 (DECC、当時)         | £45.1m            | 0.34%           |              |
| <b>合計</b>                     | <b>£13,160.4m</b> | <b>100.00%</b>  |              |

(注) 歳入庁(HRMC)は、別途削減目標(10%)を設定して行政手続コストの削減に取り組んでおり、行政手続コストは約£5,300m。

(出典) HM government (2010), "Simplification Plans 2005-2010 Final Report"

HM government (2013), "Statistical note: revision and updating of the administrative burdens baseline"

## (ii) コミュニティー・地方政府省 (CLG) の行政手続コストの測定結果

英国・コミュニティ・地方政府省 (CLG) の行政手続コストの83%は、以下の5法令により発生。

### 5の法令

- ・都市計画法 (Town and Country Planning Act) (1990年)
- ・建築規則 (Building Regulations) (2000年)
- ・住宅法 (Housing Act) (1985年)
- ・都市計画指令 (一般開発方式) (Town and Country Planning (General Development Procedure) Order) (1995年)
- ・手数料規則 (諮問を要するものについて) (Service Charges (Consultation Requirements) Regulations) (2003年)

(出典) Communities and Local Government (2009), “Simplification plan 2009 Update -The route to better regulation-”.

## (iii) 衛生安全庁 (HSE) の行政手続コストの測定結果

英国・衛生安全庁 (HSE) の行政手続コストの77%は、以下の10法令により発生。

### 10の法令

- ・衛生労働安全管理規則 (Management of Health and Safety at Work Regulations) (1999年)
- ・ガス安全 (導入および使用) 規則 (Gas Safety (Installation and Use) Regulations) (1998年)
- ・昇降機操作および昇降機設備規則 (Lifting Operations and Lifting Equipment Regulations) (1998年)
- ・健康有害物質管理規則 (Control of Substances Hazardous to Health Regulations) (2002年)
- ・マニュアルハンドリングオペレーション規則 (Manual Handling Operations Regulations) (1992年)
- ・労働安全衛生法 (Health and Safety at Work etc. Act) (1974年)
- ・アスベスト管理規則 (Control of Asbestos at Work Regulations) (2002年)
- ・安全管轄者及び安全委員会規則 (Safety Representatives and Safety Committees Regulations) (1997年)
- ・建設 (設計および管理) 規則 (Construction (Design and Management) Regulations) (1994年)
- ・作業機器提供・使用規則 (Provision and Use of Work Equipment Regulations) (1998年)

(出典) Health and Safety Executive (2009), “HSE’s Fourth Simplification Plan and Progress Report”

## (iv) 行政手続コストの削減効果が高かった取組

1. 英国では、2005年から2010年の期間で、約35億ポンド（行政手続コスト全体の26.6%）の行政手続コストの削減を行ったが、そのうち約60%は、IT化など様々な手法を用い、以下の①～⑩の分野における削減により行われた。
2. 各省庁は、特定の手続に集中して行政手続コストの削減に取り組んだ。
  - ・ ビジネス・イノベーション・技能省（BIS）では、下記5つ（①、②、⑤、⑧、⑨（網掛け部分））の削減額が、BIS削減額全体の97%を占める。
  - ・ コミュニティー・地方政府省（CLG）では、下記2つ（④、⑦）の削減額が、CLG削減額の58%を占める。
  - ・ 衛生安全庁（HSE）では、下記1つ（③）の削減額が、HSE削減額の42%を占める。

### 【行政手続コストの削減効果が高かった上位10の取組】

|   | 削減分野                      | 所管省庁                  | 内容  | 行政手続コスト削減額          | 総削減額に対する割合 |
|---|---------------------------|-----------------------|---|---------------------|------------|
| ① | 労働法ガイダンスプログラム             | ビジネス・イノベーション・技能省(BIS) | 労働法関連の契約書や提出書類に関し、標準的な雛形を策定し、無料のオンラインツールにて処理できるように改善。また、労働法関連報告・登記等において外部コンサルタント等に依頼することなく自前で処理できるよう、事務処理ガイダンスをオンライン上で整備。 | £418m<br>(約580億円)   | 11.9%      |
| ② | 消費者向け広告など商業上の不正行為に関するルール等 | ビジネス・イノベーション・技能省(BIS) | 消費者向け広告など商業上の不正行為に関するルール等の簡略化   | £309m<br>(約430億円)   | 8.8%       |
| ③ | 労働環境における安全・健康面のリスクアセスメント  | 衛生安全庁(HSE)            | コンビニエンスストア運営など低リスクの34業態を類型化し、オンライン上で簡便にリスクアセスメントを実施できるツールを提供。   | £235m<br>(約330億円)   | 6.7%       |
| ④ | 住宅法6章の廃止                  | コミュニティー・地方政府省(CLG)    | 複数人が入居する住宅に関し、家主に求められる免許の数を削減。  | £207m<br>(約290億円)   | 5.9%       |
| ⑤ | 株主報告の電子化                  | ビジネス・イノベーション・技能省(BIS) | 紙媒体しか認められなかった株主への事業報告書について、電子送付を許可。   | £182m<br>(約250億円)   | 5.2%       |
| ⑥ | アルコール及びエンターテインメント免許法の改正   | 文化・メディア・スポーツ省(DCMS)   | アルコールとエンターテインメントの免許登録を1つに纏めた。   | £181.1m<br>(約250億円) | 5.2%       |
| ⑦ | 建築関係の資格緩和                 | コミュニティー・地方政府省(CLG)    | 電気工事（120万件）を、建築検査官の検査によってではなく、一定の技術力を満たし事前に政府に登録した人（Competent Person）による認証で代替できるものとした。                                    | £136m<br>(約190億円)   | 3.9%       |
| ⑧ | 測定器の更新基準の適正化              | ビジネス・イノベーション・技能省(BIS) | 測定器の更新にあたっての基準を適正化した。   | £129m<br>(約180億円)   | 3.7%       |
| ⑨ | 労働争議手法の改善                 | ビジネス・イノベーション・技能省(BIS) | 労働争議にあたって雇用法ではなく裁判外紛争処理手続を活用できるようにした。   | £115m<br>(約160億円)   | 3.3%       |
| ⑩ | アセットマネジメント業界の取引電子化推進      | 財務省(HM Treasury)      | アセットマネジメント業界において、ファンドマネージャーや株主等に送付する、所有権移転や決済の証跡となる文書の送付をやめて電子化。  | £115m<br>(約160億円)   | 3.3%       |

(出典)UK HM Government (2010), "Simplification Plans 2005-2010 Final Report"

## ② デンマーク（2001年～2010年）

### （i）行政手続コストの測定結果と削減結果

- ・デンマーク政府の行政手続コストの約90%は、4省庁に集中。
- ・削減実績の約95%も4省庁に集中。

#### 【デンマーク政府の行政手続コスト計測結果と削減結果】

|   | 省庁   | 測定結果                               |                | 削減結果                              |                |
|---|--|------------------------------------|----------------|-----------------------------------|----------------|
|   |  | 行政手続コスト                            | 総行政手続コストに占める割合 | 行政手続コスト削減額                        | 削減額全体に占める割合    |
| ① | <b>国税省</b><br>(Ministry of Taxation)                               | 105億8,760万クローネ<br>(約1,641億円)       | 34.21%         | 31億6,320万クローネ<br>(約490億円)         | 41.63%         |
| ② | <b>経済産業省</b><br>(Ministry of Economic and Business Affairs、当時)     | 97億 730万クローネ<br>(約1,505億円)         | 31.37%         | 18億2,580万クローネ<br>(約283億円)         | 24.03%         |
| ③ | <b>雇用省</b><br>(Ministry of Employment)                             | 39億9,580万クローネ<br>(約619億円)          | 12.91%         | 9億5,460万クローネ<br>(約148億円)          | 12.56%         |
| ④ | <b>農林水産食品省</b><br>(Ministry of Agriculture, Fisheries and Food、当時) | 38億2,500万クローネ<br>(約593億円)          | 12.36%         | 13億2,190万クローネ<br>(約205億円)         | 17.40%         |
| ⑤ | <b>環境省</b><br>(Ministry of Environment、当時)                         | 9億6,830万クローネ<br>(約150億円)           | 3.13%          | 2億5,790万クローネ<br>(約40億円)           | 3.39%          |
| ⑥ | <b>法務省</b><br>(Ministry of Justice)                                | 8億3,340万クローネ<br>(約129億円)           | 2.69%          | 7,440万クローネ<br>(約12億円)             | 0.98%          |
| ⑦ | その他（注）   | 10億2,930万クローネ<br>(約160億円)          | 3.33%          | ▲9,670万クローネ<br>(▲約15億円)           | —              |
|   | <b>合計</b>  | <b>309億4,670万クローネ</b><br>(4,797億円) | <b>100.00%</b> | <b>76億1,110万クローネ</b><br>(1,180億円) | <b>100.00%</b> |

（注）その他には、科学技術・イノベーション省、内務厚生省、運輸省、気候・エネルギー省、社会政策省、防衛省、教育省、文化省、財務省が含まれる。

（出典）デンマーク政府のウェブサイトより作成。

## (ii) 経済産業省（当時）の行政手続コストの測定結果

- ・デンマーク・経済産業省の行政手続コストの66.9%は、デンマーク企業会計法（下記①）により発生。
- ・その他9法令（下記②～⑩）を含む上位10法令により、行政手続コストの94.6%が発生。

### 【経済産業省所管法令における行政手続コストが大きい上位10法令】

|                       | 法律名  | 事業者の行政手続コスト                    |                |
|-----------------------|--|--------------------------------|----------------|
|                       |  | 行政手続コスト額                       | 総行政手続コストに占める割合 |
| ①                     | デンマーク企業会計法<br>(The Danish Company Accounts Act)            | 59億3,270万クローネ（約920億円）          | 66.9%          |
| ②                     | 金融業法<br>(Financial Business Act)                           | 7億 110万クローネ（約110億円）            | 7.9%           |
| ③                     | デンマーク公開会社法<br>(The Danish Public Companies Act)            | 4億1,620万クローネ（約65億円）            | 4.7%           |
| ④                     | デンマーク非公開会社法<br>(The Danish Private Companies Act)          | 3億3,140万クローネ（約51億円）            | 3.7%           |
| ⑤                     | 不動産取引法<br>(Act on trade of Real Property)                  | 2億8,710万クローネ（約45億円）            | 3.2%           |
| ⑥                     | 証券取引包括法等<br>(Consolidated Act of Securities Trading, etc.) | 1億9,240万クローネ（約30億円）            | 2.2%           |
| ⑦                     | デンマーク統計法<br>(Act on Statistics Denmark)                    | 1億6,310万クローネ（約25億円）            | 1.8%           |
| ⑧                     | 海上安全に関する法<br>(Act concerning Safety at Sea)                | 1億3,520万クローネ（約21億円）            | 1.5%           |
| ⑨                     | 建築法<br>(Act on Construction)                               | 1億1,980万クローネ（約19億円）            | 1.4%           |
| ⑩                     | 会計法<br>(Act on Accounting)                                 | 1億1,070万クローネ（約17億円）            | 1.2%           |
| <b>上位10項目（①～⑩の合計）</b> |  | <b>83億8,970万クローネ（約1,300億円）</b> | <b>94.6%</b>   |
| 経済産業省所管法令の総行政手続コスト    |  | 88億6,590万クローネ（約1,374億円）        | 100.0%         |

（出典） Danish Commerce and Companies Agency (2005), “Standard Cost Model measurement of the Danish Ministry of Economic and Business Affairs”

## 2. 2010年代の取組

### (1) 削減目標の変化

- ① 2000年代における取組では政府全体で削減率を目標に定めていたが、2010年代以降は各国の事情に応じて削減目標を設定。
- ② 英国やデンマークでは、「削減額」を目標に設定。

(参考) 2010年代における英国及びデンマークの削減目標

- ・ 英国では、2015年～2020年の期間で、政府全体で「100億ポンド」(約1兆3,500億円)の行政手続コストを削減。
- ・ デンマークでは、2015年～2020年の期間で、政府全体で、「20億デンマーク・クローネ」(約310億円)の行政手続コストを削減。

- ③ フランスでは、中小企業に課された「情報提出義務の数」を目標に設定。

(参考) 2010年代における削減目標

- ・ フランスでは、「中小企業が行政機関に提出すべき情報」(年間3,000件程度)を「半分又は3分の1」に削減すると、2013年に公表。(詳細は不明)

## (2) 重点分野の絞り込み

- ① 例えば、英国では、2000年代における取組では、重点分野の選定を行うことなく、全省庁で一律の目標となる削減率を定めて行政手続コストの削減を実施。
- ② 一方、2010年代以降は、（2000年代における取組の結果）削減効果の高い特定の手続きが予め判明していることから、重点分野を絞り込んで行政手続コストの削減を行う方法に移行。

・ 英国における重点分野（9分野）（2016年～2020年）

マネーロンダリング、エネルギー、採掘、農業、廃棄物・リサイクリング、介護施設  
住宅建設、地方自治体、幼児教育

## (3) 削減対象とするコストの範囲の拡大

- ① 2000年代における取組では、削減対象を「行政手続コスト」に限定。  
しかし、規制を遵守するにあたって事業者が負担するコストの一部に過ぎない、という評価があった。
- ② このため、2010年代以降、例えば、ドイツでは、事業者に対する「行政手続コスト」だけでなく、規制を遵守するにあたって必要となる「間接的な金銭コスト」を新たに含めることとしたほか、「事業者」のみならず「一般市民」の負担も新たに削減対象とするなど、削減対象を拡大。